

○厚生労働省告示第二百四十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に、「第9」を「第8」に改め、「並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）」を削る。

第二号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に改め、同号イ中「法第十九条第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項」に改め、同イの(1)中「八〇、〇〇〇単位」を「八三、〇四〇単位」に改め、同イの(2)中「三一、七六〇単位」を「三二、九六〇単位」に改め、同号ロの(1)中「五八、〇四〇単位」を「六三、四

〇〇単位」に改め、同ロの(2)中「二九、三五〇単位」を「三二、〇六〇単位」に改め、同号ハの(1)の(一)中「四〇、〇三〇単位」を「四四、〇七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二八、二七〇単位」を「三一、一一〇単位」に改め、同(1)の(三)中「二二、五四〇単位」を「二四、八一〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一八、〇二〇単位」を「一九、八二〇単位」に改め、同ハの(2)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同ハの(3)中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「若しくは」を「又は」に、「第16」を「第15」に改め、「又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。」を削り、「以下」を「（以下）」に改め、同(3)の(一)中「二二、二四〇単位」を「二四、四九〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一六、二一〇単位」を「一七、八四〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「一二、六八〇単位」を「一三、九四〇単位」に改め、同(3)の(五)中「九、八二〇単位」を「一〇、八〇〇単位」に改め、同ハの(4)中「第10」を「第9」に改め、同(4)の(一)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に

改め、同(4)の(二)の a 中「一三、六三〇単位」を「一五、〇〇〇単位」に改め、同(二)の b 中「八、六七〇単位」を「九、五四〇単位」に改め、同(二)の c 中「六、七七〇単位」を「七、四四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同(4)の(四)の a 中「一五、二四〇単位」を「一六、七八〇単位」に改め、同(四)の b 中「一〇、〇六〇単位」を「一一、〇七〇単位」に改め、同(四)の c 中「八、一八〇単位」を「九、〇〇〇単位」に改め、同(四)の d 中「七、一九〇単位」を「七、九一〇単位」に改め、同(4)の(五)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同号ニの(1)の(一)中「二六、二一〇単位」を「二九、一七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二〇、一八〇単位」を「二二、四五〇単位」に改め、同(1)の(三)中「一五、一九〇単位」を「一六、八九〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一一、二五〇単位」を「一二、五四〇単位」に改め、同(1)の(五)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(2)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの(3)中「及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。）」を削り、同(3)の(一)中「一七、一二〇単位」を「一九、〇五〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一四、二三〇単位」を「一五、八一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一一、一七〇単位」を「一二、四五〇単位」に改め、同(3)の(四)中「八、六〇〇単位」を「九、五六〇単位」に改め、同(3)の(五)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同(3)の(六)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(4)の(一)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同(4)の(二)の a 中「一〇、

四五〇単位」を「一一、六三〇単位」に改め、同(二)のb中「七、五九〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同(二)のc中「五、九〇〇単位」を「六、五九〇単位」に改め、同(二)のd中「五、〇六〇単位」を「五、六四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同号ホ中「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同ホの(1)中「及び(3)」を「(1)から(4)まで」に改め、同(1)の(一)中「一九、四五〇単位」を「二四、九四〇単位」に改め、同(1)の(二)中「一三、五〇〇単位」を「一八、一七〇単位」に改め、同(1)の(三)中「八、四四〇単位」を「一二、四〇〇単位」に改め、同(1)の(四)中「四、五〇〇単位」を「七、九六〇単位」に改め、同(1)の(五)中「三、〇五〇単位」を「六、二九〇単位」に改め、同(1)の(六)中「二、三七〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同(1)の(七)中「七、五九〇単位」を「一一、四八〇単位」に改め、同ホの(3)の(一)中「八、六〇〇単位」を「九、七六〇単位」に改め、同(3)の(二)中「五、七四〇単位」を「六、五一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、一〇〇単位」を「四、六六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「三、二五〇単位」を「三、六九〇単位」に改め、同(3)の(五)中「一、二四〇単位」を「一、四〇〇単位」に改め、同(3)を同ホの(4)とし、同ホの(2)中「及び児童デイサービス費」を削り、「(3)」を「(4)」に、「一七、一二〇単位」を「一九、四四〇単位」に改め、同(2)を同ホの(3)とし、同ホの(1)の次に次のように加える。

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げ

る単位数

- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一五、三五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、五九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位

第二号へ中「第17」を「第16」に、「一、八四〇単位」を「二、一一〇単位」に改め、同号下の(1)の(一)中「一〇、四九〇単位」を「一一、九二〇単位」に改め、同(1)の(二)中「七、六三〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同(1)の(三)中「五、九四〇単位」を「六、七七〇単位」に改め、同下の(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇八〇単位」に改め、同下の(3)の(一)中「九、二四〇単位」を「一〇、五一〇単位」に改め、同(3)の(二)中「六、三九〇単位」を「七、二六〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、七〇〇単位」を「五、三二〇単位」に改め、同号下の(1)中「七、三九〇単位」を「八、四〇〇単位」に改め、同下の(2)中「四、五四〇単位」を「五、一四〇単位」に改め、同下の(3)中「二、八五〇単位」を「三、二五〇単位」に改め、同号下の(1)中「九、八九〇単位」を「一一、二七〇単位」に改め、同

リの(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇九〇単位」に改める。

第三号及び第四号を削る。

別表を次のように改める。

| 地 域 区 分  | 割 合     |
|--|---------|
| 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地 | 千分の千八十一 |
| 地域区分欄に掲げる二級地   | 千分の千六十八 |
| 地域区分欄に掲げる三級地   | 千分の千六十三 |
| 地域区分欄に掲げる四級地   | 千分の千六十  |
| 地域区分欄に掲げる五級地   | 千分の千五十四 |
| 地域区分欄に掲げる六級地   | 千分の千四十五 |
| 地域区分欄に掲げる七級地   | 千分の千四十二 |
| 地域区分欄に掲げる八級地   | 千分の千三十六 |
| 地域区分欄に掲げる九級地   | 千分の千三十二 |
| 地域区分欄に掲げる十級地   | 千分の千二十九 |

|               |         |
|---------------|---------|
| 地域区分欄に掲げる十一級地 | 千分の千二十三 |
| 地域区分欄に掲げる十二級地 | 千分の千十八  |
| 地域区分欄に掲げる十三級地 | 千分の千十五  |
| 地域区分欄に掲げる十四級地 | 千分の千十四  |
| 地域区分欄に掲げる十五級地 | 千分の千九   |
| 地域区分欄に掲げる十六級地 | 千分の千五   |
| 地域区分欄に掲げるその他  | 千分の千    |

○厚生労働省告示第二百五十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「及び従業者の員数の基準」を「、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数」に改める。  
第一号の口中「指定療養介護事業所」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所を除く。）」を加える。

第二号の本文中「注3」を「注5」に、「及び従業者」を「、従業者」に、「並びに所定単位数」を「及び所定単位数」に改め、「乗じる割合」の下に「並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合」を加え、同号口中「指定生活介護事業所等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号に次のよ

うに加える。

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準                              | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 |
| 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。 | 百分の八十                 |

第三号を削る。

第四号中「第8」を「第7」に、「注11」を「注16」に改め、同号を第三号とする。

第五号中「第10」を「第9」に改め、同号を第四号とする。

第六号中「第11」を「第10」に改め、同号口中「指定障害者支援施設等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号を第五号とする。

第七号中「第12」を「第11」に改め、同号を第六号とする。

第八号中「第13」を「第12」に改め、同号を第七号とする。

第九号中「第14」を「第13」に改め、同号を第八号とする。

第十号中「第15」を「第14」に改め、同号を第九号とする。

第十一号中「第16」を「第15」に改め、同号を第十号とする。

第十二号中「第17」を「第16」に改め、同号を第十一号とする。

○厚生労働省告示第二百五十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号を次のように改める。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者  
次のイ又はロに該当する者

イ 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する

る法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後指定療養介護事業所を利用する者

ロ 平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該

指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

第二号を次のように改める。

- 二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

- イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはそのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用してしている者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者

第四号中「第12」を「第11」に改め、同号を第十号とする。

第三号中「第10」を「第9」に、「第11」を「第10」に、「第13」を「第12」に、「第17」を「第16」に改め、同号を第九号とする。

第二号の次に次の六号を加える。

三 介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者

前号イに定める者

四 介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者

五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者

六 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

- (1) 常時頻回の喀痰<sup>かくたん</sup>吸引を実施している状態
  - (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
  - (3) 中心静脈注射を実施している状態
  - (4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
  - (5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
  - (6) 膀胱<sup>ぼうこう</sup>又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
  - (7) 経鼻胃管や胃瘻<sup>ろう</sup>等の経管栄養が行われている状態
  - (8) 褥瘡<sup>じょくそう</sup>に対する治療を実施している状態
  - (9) 気管切開が行われている状態
- 七 介護給付費等単位数表第7の10の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者
- 現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者
- 八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであって、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

## 別表

### 判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭<sup>ふん</sup>エアウェイ = 5
- (4) O<sub>2</sub>吸入又はS p O<sub>2</sub> 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) I V H = 10
- (8) 経口摂取 (全介助) = 3
- (9) 経管 (経鼻・胃ろう含む。) = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
- (13) 継続する透析 (腹膜灌流<sup>かん</sup>を含む。) = 10
- (14) 定期導尿3回/日以上 = 5

(15) 人工肛門 = 5

(16) 体位交換 6 回 / 日以上 = 3